

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 消防法施行規則の一部を改正する省令案等

規 制 の 名 称 : 駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備の放射量の基準の緩和

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課

評 価 実 施 時 期 : 令和7年12月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- 駐車の用に供される部分（以下「駐車場」という。）に設ける泡消火設備について、火災を初期に抑制することができるものとして、消防庁長官が告示で定める性能を有するものにあっては、消防庁長官が告示で定める放射量とすることができる規定を追加する。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 泡消火設備に用いられている一部の泡消火薬剤には、油火災に対する消火性能を高めるため、有機フッ素化合物のうち PFAS を含有するものが用いられてきたところであるが、今般、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）において、PFAS のうち、PFOS 等を第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入を原則禁止にする等の規制が課されている。
- PFOS 等を含有する泡消火薬剤については、新たに製造することが禁止されているが、規制前に製造され、すでに建物内に設置されている泡消火薬剤については、そのまま相当量が残置されており、PFOS 等を含有する泡消火薬剤（水成膜泡消火薬剤）を PFOS 等を含有しない泡消火薬剤（合成界面活性剤泡消火薬剤等）に切り替えようとした場合、放射量を増加させるために泡消火設備（ポンプ等）の大規模な改修が必要となるため切り替えが進んでいないのが現状である。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- PFOS 等を含有する泡消火薬剤を火災時等に使用（泡消火薬剤を放出）すること自体は規制されていないが、環境への排出抑制の観点から、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の主な設置先となっている駐車場について、必要な消火性能を確保しつつ、PFOS 等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えに係る負担をなるべく小さくできるよう基準の緩和を行う。
- 具体的には、必要な消火性能を確保するため、新たに告示で消火試験について定め、当該試験の基準を満足する場合には、泡消火薬剤の種別にかかわらず、現行法令上、最も放射量が少ない PFOS 等を含有する泡消火薬剤の放射量と同等以上の放射量で設置することを可能とする。

※ 現行法令上の基準は、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の放射量は $3.7\text{L}/\text{min} \cdot \text{m}^2$ 以上であり、PFOS 等を含有しない泡消火薬剤の放射量は $6.5\text{L}/\text{min} \cdot \text{m}^2$ 以上又は $8.0\text{L}/\text{min} \cdot \text{m}^2$ 以上である。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- PFOS等を含有する泡消火薬剤を、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤に切り替える場合、泡消火薬剤の交換のみであれば、その費用は駐車場1施設当たり500万円程度（泡消火薬剤の交換費用及び元の泡消火薬剤の処分費等）であり、大規模な改修工事を行う場合の1億円程度（泡消火薬剤の交換費用に加え、配管や加圧送水装置の取替え費用、新たな水源水槽の設置費用など）に比べ、費用面での負担が大きく抑えられるとともに、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替えが進み、難分解性や高蓄積性があるPFOS等の環境への排出抑制につながり、環境規制への取組にも寄与することができる。
- 事後評価の際には、PFOS等を含有しない他の泡消火薬剤への切り替え状況を把握した上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- 新たに告示で定める消火試験によって安全性を確認することから、今回の規制緩和により顕在化する負担は見込まれない。なお、当該消火試験の実施1回当たり50万円程度、第三者機関による評価1件当たり30万円程度の負担が生じると想定される。

＜行政費用＞

- 国から消防機関等の関係行政機関に対する制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から設置事業者等に対する制度改正の周知・啓発を行う必要があるが、既存の会議や通知を通じて行うため、費用は限定的である。

＜その他の負担＞

- なし

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- PFOS等を含有する泡消火薬剤については、今後も環境規制の対象として規制が拡大していくことが想定されているため、なるべく負担が少なくPFOS等を含有しない泡消火薬剤に切り替えることができるよう基準を緩和することが適当であると考えられる。

- ・ 駐車場に設ける泡消火設備に求められる必要な消火性能について、放射量は PFOS 等を含有する泡消火薬剤と同量以上とすることが適当であると考えられる。
- ・ 将来的には環境規制の観点から、泡消火設備ではなく水を消火材とするスプリンクラー設備等の水系消火設備を駐車場に設置することができるよう検討することができるよう検討することが適当であると考えられる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会（第1回（令和6年7月9日）、第2回（令和6年12月24日）、第3回（令和7年2月17日））

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-160.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。